

日時：令和 6 年 1 1 月 7 日（木）
1 0 時～1 2 時
場所：1 4 D会議室

第 4 回 「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例」 制定懇談会

令和 6 年 1 1 月 7 日（木）

1 開会

2 議事

- (1) 前回の懇談会における主な意見と対応案について
- (2) 条例の骨子案について
- (3) 懇談会の意見書案について
- (4) 意見交換

3 その他

4 閉会

委員名簿

区分	氏名	所属団体・所属名等
学識経験者	石井 大一郎	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
	蟹江 教子	宇都宮共和大学 子ども生活学部 教授
議員	篠崎 圭一	宇都宮市議会議員
	福田 智恵	宇都宮市議会議員
自治会	藤原 由房	宇都宮市自治会連合会 会長
	永井 寛	宇都宮市自治会連合会 副会長
	稲葉 豊	宇都宮市自治会連合会 副会長
まちづくり団体	小島 弘義	宇都宮市地域まちづくり推進協議会 会長
市民団体	梅村 英美子	特定非営利活動法人うつのみやオリーブ 理事長
事業者	中島 寿典	宇都宮商工会議所 地域振興部 部長
	石塚 雅一	栃木県宅地建物取引業協会県央支部 常務理事
	綿谷 達夫	栃木県宅地建物取引業協会県央支部 理事
公募委員	小澤 孝子	
	高村 明男	
	南部 真苗美	

所属・職名	氏名
市民まちづくり部 部長	渡辺 尊之
市民まちづくり部 次長	小林 正典
市民まちづくり部 副参事（自治会活動促進担当）	猪瀬 和典
みんなでまちづくり課 課長	川俣 浩二
みんなでまちづくり課 課長補佐	若林 慎
みんなでまちづくり課 企画調整グループ 係長	浅見 明日香
みんなでまちづくり課 企画調整グループ 総括	山口 健太

議事(1) 前回の懇談会における主な意見と対応案について

第3回条例制定懇談会（10/3）等における主な意見と対応案①

懇談会等における意見	対応案
条例の各項目からどのような取組を想定しているのかが分かりにくい。	関係者の役割の項目に条例を踏まえた取組例として現時点で想定する内容を資料に追記する。
自治会条例という趣旨を明確にするため、「地域」「地域住民」などの文言や、「防災」「安全安心」などの役割の例示、さらには日々の地道な活動の継続によってまちを将来の世代に継承している趣旨を追加してはどうか。	- 各項目の文言を追加・修正する。 - 広く市内に居住する者を指す「市民」と、より身近な地域に居住する者を指す「地域住民」を文脈に応じて使用する。
「まちづくり」という言葉には、地域の身近な活動から再開発のようなものまで幅広いニュアンスが含まれる。	本条例で使用している「まちづくり」は、主として自治会等が身近な地域で取り組む具体的な活動を想定していることから、趣旨を明確にするため「まちづくり活動」とする。
自治会の「まちづくり」の表現は、地域まちづくり組織（まち協）の名称と混同しやすく、また、活動領域の重複もあるため、条例に盛り込むのであれば整理が必要。	- 名称については、上記のとおり、「まちづくり活動」として区別していく。 - 活動領域については、「まちづくり」は、「一人ひとりが幸せに暮らすことができる地域社会を作るために地域で行う取組全般」を指す用語であり、自治会やまち協の取組に限らず、様々な団体の取組が「まちづくり」に含まれるものであり、自治会とまち協の活動領域を定義する趣旨ではないことから、原案のとおりとしたい。 - 組織のあり方を含む本市の地域自治の目指すべき方向性については、今後の論点として懇談会の意見書に盛り込む。
自治会の役割の「公共的課題の解決」が強い印象を受けることから、例示の追加や表現の工夫が必要ではないか。	例示の追加や表現の工夫を行う。

第3回条例制定懇談会（10/3）等における主な意見と対応案②

懇談会等における意見	対応案
将来を担う子どもが自治会に関わっていく旨を記載してはどうか。	自治会の役割等に文言を追加する。
自治会の重要性について子どもたちに伝えていくことが重要であり，学校と連携して教えるべき。	教育委員会を含む市の役割として「自治会に関する関係者の理解を深めるとともに，地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため，必要な広報その他の啓発活動を行う」としていることから，条例を踏まえて教育委員会と連携し，自治会の重要性を子どもたちに伝えることを検討する。
基本理念で個人の多様な価値観を尊重することと，自治会を民主的に運営することが矛盾することはないか。	個人の多様な価値観を尊重しつつ，地域住民が共通のルールのもとで納得性・透明性の高い自治会運営を行うという趣旨であることから，原案のとおりとしたい。
「加入促進」という要素を明確に打ち出してはどうか。 「加入促進」を直接的な目的として強調し過ぎるのではなく，「自治会は市民のためにある」ことを丁寧に伝えるなど，できるだけ納得や共感を得られる表現を工夫すべきではないか。	- 本条例では，自治会への加入促進と退会防止の両方の意義を表すため「自治会の維持」や「持続可能性」の用語を使用していることから，原案のとおりとする。 - 広報等の実施に当たって表現を工夫するとともに，両方の意見について懇談会の意見書に盛り込む。
自治会について男女共同参画の視点が足りないのではないか。	自治会の役割に文言を追加するとともに，地域団体における男女共同参画の推進について懇談会の意見書に盛り込む。
懇談会で必要性が指摘された取組のアイデアについてはどのように反映されるのか。	懇談会の意見書に盛り込む。

議事(2) 条例の骨子案について

条例の骨子案（目的）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 持続可能な自治会活動が一番大切な視点
- ・ 加入や活動参加の促進によって持続可能な自治会が実現できる
- ・ 加入促進の前に「活性化」
- ・ 自治会活動を通じた「助け合い」, 「つながり」
- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつく地域まちづくり
- ・ 自治会に関する条例である趣旨を明確にするため, 「地域」「地域住民」「身近」などの文言や, 自治会の役割の例示として「防災」「安全安心」などを追加する
- ・ 将来を担う子どもたちが自治会に関わることが重要
- ・ 夢や希望を自らかなえるというニュアンスが望ましい
- ・ 自治会が日々, 身近な地域で地道な活動を継続することで, 誰もが暮らしやすいまちを将来の世代に受け継いでいる

骨子案（目的）

- ・ この条例は, 防災, 防犯など自治会が地域のまちづくり活動において果たす役割の重要性を踏まえ, 自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め, 自治会, 市民, 地域活動団体, 非営利活動団体, 事業者及び市（※市には教育委員会等を含む）の役割について明らかにします。
- ・ また, 自治会の持続可能性を確保し, 子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い, 安全に, かつ安心して暮らすことができ, 夢や希望をかなえることができるまちを実現し, 将来の世代に継承することを目的とします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会が地域コミュニティの中核であり, 今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに, 町内会の維持活性化に関する基本的考え, 市の責務等を定める町内会の維持及び発展を図り, 暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的

【千葉県市川市】

- ・ 自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み, 市民の自治会加入や活動参加を促進するとともに, 自治会等への応援に係る基本理念, 関係者の役割を定め, 安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的

条例の骨子案（基本理念）

これまでの懇談会等の意見

- ・ あらゆる世代がお互いの立場を尊重し、話し合い、決定事項は皆が協力して行う
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・ 役割分担を明確にしつつも、協働の意識を薄れさせない
- ・ N P Oや地元企業、自治会に関わるいろいろな団体と一緒に
なって自治会を盛り立ててもらいたい
- ・ 市民の活動の地域への影響や生活を取り巻く環境の中に根付
いていることを理解する
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており、
垣根なく労働などの社会的資本を共有する意識を持つ

骨子案（基本理念①）

- ・ 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくり活動に取り組むものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組む

条例の骨子案（基本理念）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会は地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手
- ・ 公共的な取組に協力する意識づくりが必要



骨子案（基本理念②）

- ・ 子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有するものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有する

これまでの懇談会等の意見

- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつく地域まちづくり（再掲）
- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり、住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決しなければならない



骨子案（基本理念③）

- ・ 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性、自立性及び地域の特性を損なわないよう配慮するものとします。

類似条例における規定の例

【笠間市】

- ・ 市民の多様な価値観が尊重されつつ、地域全体の協力及び連携による取組を重要とする
- ・ 政区の地域性を損なわない配慮をする
- ・ 市民、行政区、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により取り組む

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 特定の人々の間で意思決定が行われてしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する
- ・ 社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・ つながりが希薄になっている中で、例えば、若者や高齢者などをつなげる取組
- ・ 地域のお祭りなどの伝統行事の継承
- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり、住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決しなければならない（再掲）

骨子案（役割・責務「自治会①」）

- ・ 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、**防災、防犯など**その地域における公共的課題の解決に**努める**ことにより、**子どもから高齢者まで**誰もが**身近な地域で**共に支え合い、**安全に、かつ安心して**暮らすことができ、夢や希望を**かなえることができる**まちの実現と**将来の世代への継承**に努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 防災、防犯をはじめとする地域の公共的課題の解決に向けた取組の担い手

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努める。

【宇都宮市（自治基本条例）】

- ・ 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- 自治会への加入や活動参加の促進によって持続可能な自治会が実現できる（再掲）
- 自治会加入の魅力やメリットの「見える化」
- 自治会が何をやっているのかわからない
- 若い人の意見を運営に取り入れる
- 未加入者が活動に参加できる状況が重要
- 子どもたちがもっと関わりやすいような自治会
- 自治会に関わりたくても関われない人もいる
- 市民が地域活動や自治会活動に参加するためのハードルがより下がるような窓口の仕組みづくり
- 同じ世帯の中で住んでいる若者がいても、興味を持って活動したいと思っていても、入りづらいというところがある
- 特定の人々の間で意思決定が行われてしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する（再掲）
- 将来を担う子どもたちが自治会に関わることが重要（再掲）
- 自治会について男女共同参画の視点が足りないのではないか



骨子案（役割・責務「自治会②」）

- 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすく、年齢や性別にかかわらず誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- 自治会の活動内容や総会資料等の積極的な公開
- 子どもの意見を取り入れたイベント運営
- 若者世代の意見を取り入れるための座談会の開催

類似条例における規定の例

【埼玉県所沢市】

- 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

【千葉県市川市】

- 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 若い人が働きながら自治会長を務められる環境
- ・ 特定の人々の間で意思決定が行われてしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する（再掲）
- ・ 規模に合わせて活動内容を「縮充」させる



骨子案（役割・責務「自治会③」）

- ・ 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 地域住民のニーズを踏まえた活動の見直し
- ・ デジタル等を積極的に活用した自治会運営の効率化（市においても自治会のデジタル化の取組を支援）

類似条例における規定の例

※類似条例における規定例無し

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会の役割の中として他団体との連携
- ・ 自治会以外の団体とのコラボレーション
- ・ NPOなどが地域の会議などに入りやすくしてほしい
- ・ 事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのPRが重要



骨子案（役割・責務「自治会④」）

- ・ 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、協働して地域のまちづくり **活動** に取り組むよう努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 地区連合自治会や市自治会連合会、他の自治会、地域まちづくり組織、NPO、企業や市（学校を含む）と連携した活動

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努める

条例の骨子案（役割・責務「市民」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 加入の義務化はできない
- ・ 自治会に関わり，自治会に関心を持つ
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・ 市民の活動の地域への影響や生活を取り巻く環境の中に根付いていることを理解する（再掲）
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており，垣根なく労働などの社会的資本を共有する意識を持つ（再掲）



骨子案（役割・責務「市民」）

- ・ 市民は，地域社会を構成する一員であることを認識し，**防災，防犯など**地域のまちづくり**活動**における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 市民は，自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域のまちづくり**活動**に参加するよう努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 自治会や市が発信する情報を積極的に受け取り，自治会への理解と関心を深め，自治会への加入等を通じた地域のまちづくり活動への参加に努める。

類似条例における規定の例

【千葉県市川市】

- ・ 市民は，地域社会の一員であることを認識し，自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに，自治会に加入し，及び自治会活動に参加することにより，地域社会の発展に努めるものとする。

これまでの懇談会等の意見

- ・ N P Oや地元企業，自治会に関わるいろいろな団体と一緒に
なって自治会を盛り立ててもらいたい（再掲）
- ・ 子ども会をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい
- ・ 地域団体が地域の自治会と密着して活動することが重要
- ・ N P Oが自治会のイベントなどへの協力を行っている



骨子案（役割・責務「地域活動団体，非営利活動団体」）

- ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は，その活動を補い
合い，又は深めるため，**防災，防犯など**地域のまちづく
り**活動**における自治会の意義及び重要性について理解と
関心を深め，地域の自治会活動に積極的に協力し，協働
して地域のまちづくり**活動**に取り組むよう努めるものと
します。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 自治会や市が発信する情報を積極的に受け取り，自治
会への理解と関心を深め，自治会が開催する行事等への
参加や協力に努める。

類似条例における規定の例

【宇都宮市（自治基本条例）】

- ・ 地域活動団体は，地域内の市民の意見の集約を図り，その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。
- ・ 非営利活動団体は，自らの公共的活動を行うとともに，他の公共的活動を先導し，及び協力しながら，その補完に努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 事業所が立地している自治会活動に関する部分と，従業員が自治会活動に参加できる部分の両方がある



骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者①」）

- ・ 事業者は，防災，防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深め，自治会の活動への参加及び協力に努めるものとします。
- ・ 事業者は，従業員がその居住する地域の自治会に加入し，又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 事業所所在地等の自治会への賛助会員としての加入やイベント等への参加・協力，災害発生時の支援
- ・ 従業員の自治会加入に向けた声かけ，従業員の勤務シフト等への配慮

類似条例における規定の例

【埼玉県所沢市】

- ・ 事業者は，事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力に努める
- ・ 事業者は，従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し，又はその活動に参加することに配慮するよう努める

条例の骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 新しい住人に対する道先案内人として，地域活動や自治会活動に関する広報や紹介などの役割を全うする

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 自治会によるチラシの配布等の許可やマンション管理組合等の紹介
- ・ 新たな住宅の建設等の際に，周辺の自治会に対して戸数や入居時期等を情報提供
- ・ 開発事業者の周辺自治会への自治会編入等の協議
- ・ 住宅の売買や賃貸契約の際に，入居者に対して自治会のチラシの配布や所在地の自治会長の連絡先，自治会設立に関する相談先（市や宇都宮市自治会連合会）を情報提供

骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者②」）

- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅が所在する地域の自治会に対して，当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報を提供するように努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅の入居者に対して，自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するように努めるものとします。

類似条例における規定の例

【島根県出雲市】

- ・ 住宅関連事業者は，住宅の建築等を行うに当たっては，当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

【宮崎県都城市】

- ・ 住宅の建築，販売，賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う事業者は，当該住宅に入居しようとする者に対して，自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するように努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- 市も真剣にやるところを見せる



骨子案（役割・責務「市」①）

- 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- 自治会の維持や活動の活性化に資する施策を幅広く立案し、推進する。
例）市補助金における自治会加入要件拡大の検討
デジタルを活用した自治会の負担軽減の推進

類似条例における規定の例

【長野県塩尻市】

- 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、協働のまちづくりの推進のために、必要な施策を実施しなければならない。

【宇都宮市（暴力団排除条例）】

- 市は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 団体間の連携について市の役割にも入れてほしい
- ・ 若い人を入れて話して、自治会をアップデートする場作り



骨子案（役割・責務「市」②）

- ・ 市は、地域のまちづくり**活動**の効果的な推進に向けて、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行うものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 自治会、地域まちづくり組織、事業者、NPO、PTAなど地域の多様な主体が協力・連携を図るきっかけとなる場づくり

類似条例における規定の例

【さいたま市】

- ・ 市は、地域社会の果たす役割が重要であることに鑑み、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備に努めなければならない。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 公共的な取組に協力する意識づくり
- ・ 自治会の今後の役割について話し合える場を作る



骨子案（役割・責務「市」③）

- ・ 市は、自治会に関する関係者の理解を深めるとともに、地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 窓口や成人式等のイベントでのチラシ配布
- ・ 広報紙への特集記事等の掲載
- ・ 学校と連携した子どもたちに対する自治会の重要性の啓発

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施する。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会として解決が難しい課題が出た場合には市が協力する
- ・ 市民の地域活動や市民参加を積極的にサポートする仕組み、特に継続的な支援に力を入れる
- ・ 研修会等の開催などの形で市が関わると活性化する



骨子案（役割・責務「市」④）

- ・ 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応ずるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じるものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 自治会長向けの研修会の開催
- ・ 自治会の活性化に向けた好事例の共有
- ・ 地域行政機関による伴走支援

類似条例における規定の例

【千葉県市川市】

- ・ 市は、講習会、研修会等を開催し、市民の自治会活動に関する知識の向上を図ることにより、自治会等の将来を担う人材の育成に努めなければならない。

【宇都宮市（犯罪被害者等支援条例）】

- ・ 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、民間支援団体及び関係機関と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずる。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 若い人が働きながら自治会長を務められる環境（再掲）
- ・ 市から自治会への依頼事項の削減
- ・ 行政の縦割りの解消，自治会活動に積極的に協力する環境



骨子案（役割・責務「市」⑤）

- ・ 市は，施策，事業等の実施に当たり，自治会に協力を依頼する場合には，関係部局間の連携に努め，自治会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮するものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- ・ 回覧依頼の削減や期限に余裕を持った回覧依頼の徹底を庁内及び委託先に周知徹底
- ・ 自治会への依頼事項の削減に向けた検討

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 市は，施策，事業等の実施に当たり，町内会に協力を依頼する場合には，関係部局間の連携に努め，町内会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮する。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- 市職員にも自治会に参加してほしい



骨子案（役割・責務「市」⑥）

- 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとします。

条例を踏まえた取組例（現時点の想定）

- 職員に対する自治会加入等の呼びかけの継続的な実施

類似条例における規定の例

【千葉県市川市】

- 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努める。

(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例骨子案の概要

特徴 1

自治会の意義や重要性を明記した本市初の条例

地域のまちづくりを支える市の重要なパートナーである自治会の意義や重要性について本市の条例に初めて明記し、広く共通認識を醸成するきっかけとする。

特徴 2

条例制定プロセスにおいて様々な関係者の意見を反映

懇談会などを通じて、学識経験者、自治会、関係団体、NPO、事業者、市議会議員、市民などの様々な立場から自治会に関する多様な意見を聴き、反映

特徴 3

自治会の維持・活性化に向けた関係者の役割を具体化

市民や関係団体に加え、集合住宅入居者等との橋渡し役となる住宅関連事業者など、自治会の維持・活性化に向けてそれぞれの関係者に期待される役割を条例で具体化

特に市は、自治会の維持・活性化施策を立案・推進する責務を有することを明記

条例の目的

防災、防犯など自治会が地域のまちづくり活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の持続可能性を確保する

子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全・安心に暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承する

基本理念

関係者の協働によるまちづくり

条例が目指すまちの実現に向けた自治会の役割の重要性や自治会が維持されべき存在であることを関係者が認識・共有

地域住民の多様な価値観、自治会の自立性や地域特性等の尊重

関係者の役割

市民

- 自治会の重要性等の理解
- 自治会加入等を通じたまちづくり活動参加に努める

自治会

- 地域の公共的課題の解決
- 運営の透明性の向上
- 住民ニーズの把握・反映
- 役員等の負担軽減などに努める

事業者・住宅関連事業者

- 自治会活動への参加・協力
- 従業員の自治会加入等への配慮
- 住宅入居者と地域住民の良好な近隣関係の保持などに努める

地域活動団体等

- 自治会の重要性等の理解
- 自治会活動への積極的協力、協働したまちづくり活動に努める

自治会の維持・活性化施策を立案・推進する責務

宇都宮市

- 関係者間の連携が図られる環境整備
- 自治会からの相談対応や研修
- 職員の自治会加入等の促進

- 自治会への理解促進のための啓発
- 自治会への依頼に係る負担への配慮に取り組む

【参考】（仮称）宇都宮市自治会にする条例骨子案

（条例の目的）

- この条例は、防災、防犯など自治会が地域のまちづくり活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（※市には教育委員会等を含む）の役割について明らかにします。
- また、自治会の持続可能性を確保し、子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とします。

（基本理念）

- 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくり活動に取り組むものとします。
- 子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有するものとします。
- 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性、自立性及び地域の特性を損なわないよう配慮するものとします。

（役割・責務「自治会」）

- 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、防災、防犯などその地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとします。
- 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすく、年齢や性別にかかわらず誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。
- 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとします。
- 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、協働して地域のまちづくり活動に取り組むよう努めるものとします。

【参考】（仮称）宇都宮市自治会にする条例骨子案

（役割・責務「市民」）

- ・ 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域のまちづくり活動に参加するよう努めるものとします。

（役割・責務「地域活動団体、非営利活動団体」）

- ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動を補い合い、又は深めるため、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深め、地域の自治会活動に積極的に協力し、協働して地域のまちづくり活動に取り組むよう努めるものとします。

（役割・責務「事業者、住宅関連事業者」）

- ・ 事業者は、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深め、自治会の活動への参加及び協力に努めるものとします。
- ・ 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとします。

- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅が所在する地域の自治会に対して、当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報を提供するように努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者に対して、自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するように努めるものとします。

（役割・責務「市」）

- ・ 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとします。
- ・ 市は、地域のまちづくり活動の効果的な推進に向けて、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行うものとします。
- ・ 市は、自治会に関する関係者の理解を深めるとともに、地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとします。
- ・ 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応ずるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じるものとします。
- ・ 市は、施策、事業等の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとします。
- ・ 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとします。

条例の骨子案（条例の名称）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会は大人から子どもまで「みんなでつくる」もの
- ・ みんなで自治会を「つなぐ」，「つなげていく」条例



骨子案（条例の名称）

- ・ 自治会をみんなでつくる条例
- ・ 自治会を未来へつなぐ条例

類似条例における規定の例

【札幌市】

未来へつなぐ町内会ささえあい条例

【千葉県市川市】

自治会等を応援する条例

【長野県塩尻市】

みんなで支える自治会条例

条例の骨子案（定義）

素案（定義）

- ・ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 市民：市内に居住する者
 - (2) 自治会：町又は字の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの
 - (3) 地域活動団体：地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体（第2号に定めるものを除く）
 - (4) 非営利活動団体：自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（前号に定めるものを除く）
 - (5) 事業者：市内において事業活動を行う企業その他の団体（前2号に定めるものを除く）

類似条例における規定の例

【地方自治法】＜自治会の定義＞

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第260条の49第2項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

【宮崎県都城市】＜地域住民の定義＞

- ・ 地域住民：市内の一定の区域に居住する者をいう。

【宇都宮市自治基本条例】＜各種団体等の定義＞

- ・ 地域活動団体：地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。
- ・ 非営利活動団体：自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。
- ・ 事業者：市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。

【参考】自治基本条例との対比①

- 本市の自治基本条例では、本市の自治や公共的活動に関する関係者の責務や協働・連携のあり方などを定めているが、「自治会」や「自治会の活動」についての具体的な規定は盛り込まれていない。
- （仮称）宇都宮市自治会に関する条例は、公共的活動の重要な担い手である自治会や自治会活動について、その意義や重要性、関係者の役割や協働・連携のあり方などをさらに具体的に規定するものとなる。

	宇都宮市自治基本条例	（仮称）宇都宮市自治会に関する条例
協働・連携	（基本理念） 第3条2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。 （自立及び互助） 第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。	（基本理念） 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくり活動に取り組む
市民	（市民の責務） 第5条 市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。	（市民の役割） - 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。 - 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域のまちづくり活動に参加するよう努める

【参考】自治基本条例との対比②

	自治基本条例	(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例
地域活動 団体	(地域活動団体の役割) 第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。	(自治会の役割) ・ 自治会は、地域住民による民主的な運営のもと、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、防災、防犯などその地域における公共的課題の解決に努めることにより、子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまちの形成に努める
		(地域活動団体及び非営利活動団体の役割) ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動を補い合い、又は深めるため、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深め、地域の自治会活動に積極的に協力し、協働して地域のまちづくり活動に取り組むよう努める
非営利活 動団体	(非営利活動団体の役割) 第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。	
事業者	(事業者の役割) 第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。 2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。	(事業者の役割) ・ 事業者は、防災、防犯など地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深め、自治会の活動への参加及び協力に努める ・ 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努める ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努める ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅が所在する地域の自治会に対して、当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報を提供するよう努める ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者に対して、自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するよう努める

【参考】自治基本条例との対比③

	自治基本条例	(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例
市	(執行機関の責務) 第10条 執行機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は，誠実にその権限に属する事務を執行するとともに，積極的に市民福祉の増進を図るため，まちづくりに寄与する公共的活動に協力し，必要な支援に努めなければならない。	(市の責務) ・ 市は，基本理念にのっとり，自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し，総合的に推進する責務を有する ・ 市は，地域のまちづくり活動の効果的な推進に向けて，地域の多様な主体が相互に支え合い，協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行う ・ 市は，自治会に関する関係者の理解を深めるとともに，地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため，必要な広報その他の啓発活動を行う ・ 市は，自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう，自治会からの相談に応ずるとともに，研修の実施，情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じる ・ 市は，施策，事業等の実施に当たり，自治会に協力を依頼する場合においては，関係部局間の連携に努め，自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮する ・ 市は，職員に対し，その居住する地域の自治会への加入を促進し，及び活動に参加することに配慮する

【参考】「市民」と「地域住民」の使い分け

用語	考え方	該当箇所
市民	広く市民全体を対象とする規定（主に総則、市民全体の立場）	<目的> - この条例は、防災、防犯など自治会が地域のまちづくり活動において果たす役割の重要性を踏まえ（中略）、自治会、市民（中略）の役割について明らかにすることにより、（中略）まちの実現に寄与する <基本理念> - 自治会、市民（中略）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくり活動に取り組む <役割・責務（市民）> 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域のまちづくり活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努める 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域のまちづくり活動に参加するよう努める
地域住民	各地域の住民を対象とする規定（主に自治会等の立場）	<基本理念> - 自治会は、地域住民による民主的な運営のもと、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、防災、防犯などその地域における公共的課題の解決に努めることにより、（中略）夢や希望がかなうまちの形成に努める <役割・責務（自治会）> - 自治会は、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、地域住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に取り組むことにより、（中略）まちの形成に努める - 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、（中略）その運営の透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすく、<u>子どもから高齢者まで誰もが参加しやすい開かれた組織</u>づくりに努める - 自治会は、（中略）地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努める <役割・責務（事業者・住宅関連事業者）> - 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者（中略）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努める

議事(3) 懇談会の意見書案について

意見書の構成（案）

➤ 条例の骨子案に関する懇談会の意見に加え、自治会に対する支援策の充実に向けたアイデアや、将来を見据えた本市の地域まちづくりのあり方に関する検討の必要性についての意見があったことから、下記を主な構成として意見書案を作成

条例に盛り込むべき 内容	条例の内容に関する懇談会の主な意見と条例に盛り込むべき規定について記載 (1) 条例制定の目的 (2) 基本理念（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組に当たって大切にすべき考え方 (3) 関係者の役割 (4) 条例の名称
自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組	自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組の具体的なアイデアについて記載
取組の推進に当たっての留意点や今後の地域のまちづくりに関する意見	社会環境や市民のライフスタイルの変化等を踏まえ、将来を見据えた地域まちづくりのあり方の検討に関する意見について記載

※条例の骨子案と同様の内容

意見書の内容（自治会の維持・活性化に向けた取組）

自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組

<自治会の加入促進や活性化>

- ・ 防犯灯の管理をはじめ自治会が果たしている役割を分かりやすく示した広報
- ・ 個々の自治会の活動の現状把握と情報発信
- ・ 若者を含め今後の自治会について地域の関係者が話し合う場の創出
- ・ 自治会費の負担を原因とする退会の防止に向けた取組
- ・ 自治会活動に市が費用を払う仕組（自治会長への手当など）

<負担軽減>

- ・ Q Rコード等を活用した自治会加入手続の簡素化
- ・ 自治会費の口座振替の導入や回覧板の電子化
- ・ 自治会が担っている地域活動の実態に応じた見直し

<事業者との連携>

- ・ 事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのP R
- ・ 災害時の事業者と自治会との連携強化

<住宅関連事業者との連携>

- ・ 事業者が自治会長の連絡先を確認する際の負担軽減
- ・ 集合住宅等の自治会加入や会費の設定等に関する事例などを整理したガイドラインの作成
- ・ 集合住宅等に回覧文書を掲示する掲示板設置に向けた補助金の創設

<学校との連携>

- ・ 学校と連携した子どもたちに対する自治会の重要性の啓発

取組に当たっての留意点や今後の地域のまちづくりに関する意見

- ・ 自治会の加入促進を直接的な目的として強調し過ぎるのではなく、「自治会は市民のためにある」ことを丁寧に伝えるなど、できるだけ納得や共感を得られる表現の工夫が必要
- ・ 都心では自治会の役割が限定的になってきている中で、引き続き自治会に多くの役割を期待するのか、自治会の役割と負担を減らし気軽に参加しやすい方向性を目指すのか、整理が必要

- ・ 規模が非常に小さい自治会があるが、自治会の担い手不足が深刻になる中で、自治会の再編等の議論が必要
- ・ 宇都宮市のこれからの地域づくりや地域自治として目指す姿、地域まちづくり組織を含めた地域組織の在り方について整理が必要
- ・ 地域団体における男女共同参画の推進に向けた取組が必要

議事(4) 意見交換

1 条例の骨子案について

- ・ 前回の懇談会を踏まえた修正の内容は適切か
- ・ 条例の名称についての意見
を中心にご発言いただきたい。

2 懇談会の意見書案について

- ・ 意見書の構成が適切か
- ・ 意見書に盛り込む内容に不足等はないか
を中心にご発言いただきたい。

【参考】懇談会の検討経過と今後のスケジュール



開催等	主な議事等
第1回懇談会 (8月1日)	・自治会に関する現状と課題 ・自治会の活性化に向けて関係者に求められる役割
第2回懇談会 (8月26日)	・前回の議論の確認 ・条例が目指す方向性、盛り込むべき事項
第3回懇談会 (10月3日)	・前回までの議論の確認 ・条例の骨子案
第4回懇談会 (11月7日)	・前回までの議論の確認 ・条例の骨子案、懇談会の意見書案
意見書手交式 (11月25日)	市長に意見書を手交
パブリックコメント (12月以降)	条例案の素案について公表し、広く市民等から意見を募集
第5回懇談会 (2月上旬頃)	・条例案について（事務局から報告） ・自治会の活性化に向けた支援策（事務局から報告、意見交換）